（幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医科学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官）

第六十条　［略］

2～4　［略］

5　生命倫理・安全対策室に、室長並びにヒト胚研究対策専門官、核移植研究対策専門官、ヒト細胞研究対策専門官及びゲノム改変研究対策専門官それぞれ一人を置く。

6～8　［略］

［項を削る。］

9　［略］

10　先端医科学研究企画官は、命を受けて、がんその他の悪性新生物及び感染症等に関する先端的な医科学研究に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

11～13　［略］

（企画調整室並びにスポーツ広報戦略専門官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官）

第七十三条　政策課に、企画調整室並びにスポーツ広報戦略専門官一人、武道推進調査官一人、教科調査官三人及びスポーツ振興投票専門官一人を置く。

2　［略］

3　企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四　学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

五　［略］

［号を削る。］

六　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七　教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八　学校における体育（学校の教育課程として行われるものに限る。）のための補助に関すること。

九　スポーツ審議会の庶務に関すること。

（幹細胞・再生医学研究推進室及び生命倫理・安全対策室並びに先端医科学研究企画官、ゲノム研究企画調整官、生命科学専門官及び橋渡し研究専門官）

第六十条　［同上］

2～4　［同上］

5　生命倫理・安全対策室に、室長並びにヒト胚研究対策専門官、核移植研究対策専門官、ヒト細胞研究対策専門官、医学系研究対策専門官及びゲノム改変研究対策専門官それぞれ一人を置く。

6～8　［同上］

9　医学系研究対策専門官は、人を対象とする医学系研究に関する生命倫理に係る専門的事項（ゲノム改変研究対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての指導及び助言に当たる。

10　［同上］

11　先端医科学研究企画官は、命を受けて、がんその他の悪性新生物等に関する先端的な医科学研究に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

12～14　［同上］

（学校体育室並びに企画官、スポーツ広報戦略専門官、スポーツ動向調査官、スポーツ研究成果活用推進専門官、武道推進調査官、教科調査官及びスポーツ振興投票専門官）

第七十三条　政策課に、学校体育室並びに企画官一人、スポーツ広報戦略専門官一人、スポーツ動向調査官一人、スポーツ研究成果活用推進専門官一人、武道推進調査官一人、教科調査官三人及びスポーツ振興投票専門官一人を置く。

2　［同上］

3　学校体育室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［号を加える。］

［号を加える。］

一　学校における体育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　［同上］

三　全国的な規模において行われるスポーツ事業（学校における体育に係るものに限る。）に関すること。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、学校における体育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六　学校における体育のための補助に関すること。

［号を加える。］